

# 接骨院・整骨院(柔整師)にかかるときは ご注意を！

接骨院・整骨院の施術はすべてが健康保険の対象になっているわけではありません。皆さんの保険料を大切に使うためにも、接骨院、接骨院にかかる際にはご注意ください。

## 健康保険が使えるケースは限られています。

### 1 肩こり・筋肉疲労などに健康保険は使えません

整(接)骨院での柔道整復師の施術で健康保険が使えるのは、「急性・亜急性のケガ」——骨折、脱臼、打撲および捻挫等(肉ばなれを含む)の場合だけです。骨折および脱臼については、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同



意が必要です。

スポーツによる筋肉痛や日常生活で起こる肩こり、筋肉疲労にも健康保険は使えません。

### 2 過去のケガや交通事故の後遺症などに

過去にケガしたもののや交通事故の後遺症など、慢性化した症状への柔道整復師の施術は、健康保険

### 3 病院で治療中のケガに健康保険は使えません

病院ですでに治療しているケガは、重複して健康保険でかかることはできませんのでご注意ください。

の対象になりません。症状が3カ月以上続くような場合は、別の病気などの原因が考えられますから、病院(整形外科など)で診てもらいましょう。

## 受診照会にご協力ください

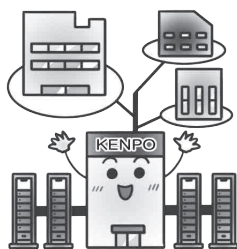
当健康保険組合では、健康保険証を使って接骨院・接骨院で施術を受けた方に、施術内容や、施術経過、負傷原因等の紹介を郵送やお電話でお問い合わせさせていただく場合があります。保険料を適正に活用するため、照会業務へのご理解とご協力をお願いいたします。なお、照会文書発送は「ガリバー・インターナショナル(株)保健管理センター」に依頼しております。ご回答いただきました内容につきましては個人情報保護法に基づき、「柔整師に確認する際の資料としてのみ使用する」としてあります。

保険証の返却は  
すみやかに  
お願いします



なった場合、健保組合まで保険証をすみやかにご返却ください。

マイナンバー登録  
および利用開始の  
お知らせ



健保組合は平成29年1月1日時点での全加入者のマイナンバーを1月末までにデータ登録することが義務付けられています。各事業所等と連携し、平成29年7月の各公共機関との情報連携開始に向けて準備します。

◎当健保組合のホームページをご活用ください

各種保健事業のご案内や健康保険制度の解説など、役立つ情報が満載です。  
<http://www.mol-kenpo.or.jp/> <パスワード> molhi1012